

平成22年 7月23日 (金)

平成22年度 第1回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成22年度 第1回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

平成22年度第1回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 平成22年度第1回練馬区地域密着型サービス運営委員会 介護要録	
1 日時	平成22年7月23日(金) 午後3時～5時
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員19名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、三橋道子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、上野芳史委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員 (事務局6名) 健康福祉事業本部長、福祉部長、経営課長、介護保険課長、高齢社会対策課長、大泉総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	1 委員の委嘱について ○ 地域包括支援センター運営協議会 1 平成21年度高齢者相談センター(地域包括支援センター)事業実績について …資料1 2 高齢者相談センター(地域包括支援センター)に関するアンケートの実施について …資料2 ○ 地域密着型サービス運営委員会 1 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) …資料3 2 地域密着型サービス事業者の指定について …資料4 3 地域密着型サービス事業者の指定更新について …資料5 ○ その他 1 介護保険について …資料6
6 配布資料	席上配布資料 資料1 平成21年度高齢者相談センター(地域包括支援センター)事業実績 資料2 高齢者相談センター(地域包括支援センター)に関するアンケートの実施について 資料3 地域密着型サービス事業者の公募について 資料4 地域密着型サービス事業者の指定について 資料5 地域密着型サービス事業者の指定更新について 資料6 介護保険について
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL: 5984-4582 (直通) Eメール: KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp  (地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL: 5984-4589 (直通) Eメール: kaigo02@city.nerima.tokyo.jp

## 第1回地域包括支援センター運営協議会 第1回地域密着型サービス運営委員会

(平成22年7月23日(金)：午後3時00分～午後5時00分)

(委員長) 平成22年度第1回練馬区地域包括支援センター運営協議会並びに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いします。

(事務局) ただいまの出席委員数は16名である。忠内委員から本日欠席の届出があった。現在の傍聴者は1名である。

(委員長) 開催に先立ち、委員の変更があったので委嘱状の交付を行う。

(健康福祉事業本部長) 【委嘱状の交付】

(委員長) 新委員の方に一言あいさつをいただく。

(委員) 権利擁護センターの川久保と申します。

この4月に権利擁護センターにまいりました。そして、それと同時に、こちらの委員ということで委嘱をいただいたわけですが、何分、慣れないものですから、いろいろと皆様に教えていただきながら頑張っていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

(委員長) 本年4月に練馬区の組織改正と区職員の人事異動があった。

練馬区健康福祉事業本部長が出席しているので、あいさつをいただきたい。また、変更があった区の職員より自己紹介をしていただく。

(健康福祉事業本部長) 【自己紹介およびあいさつ】

(福祉部長) 【自己紹介】

(福祉部経営課長) 【自己紹介】

(介護保険課長) 【自己紹介】

(委員長) 事業本部長は、他の公務があるのでここで退席をする。

前回3月26日に開催いたしました平成21年度第5回の会議要録を事前に事務局より送付した。訂正等の申し出はないが、よろしいか。

では、後日区のホームページに掲載する。

(了承)

### ○地域包括支援センター運営協議会

#### 1 平成21年度高齢者相談センター（地域包括支援センター）事業実績について

(委員長) まず、地域包括支援センター運営協議会に入る。

1の平成21年度高齢者相談センター事業実績について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長) 【資料1について説明】

(委員長) ただいまの説明について、質問や意見があるか。

(委員) 委託契約事業所数は、20年度より21年度は増えているが、今後ともこういう委託する事業所数は増えていくのか。

(大泉総合福祉事務所長) 民間の居宅介護支援事業所に委託しており、大分伸び率は減ったが、居宅介護支援事業所の新規の開設があること、これから要支援1、要支援2の介護

予防給付対象の方たちの増加が見込まれるので、今後も若干ではあるが増えていくと考えている。

(委員) 事業所数に対して、適正にケアプランの作成をしているかという調査をしているか。

(大泉総合福祉事務所長) 作成されたケアプランについては、作成のたびに、高齢者相談センター本所で1件1件チェックをしている。介護予防なので、ケアプランを立てるときに利用者の方が目標設定をし、目標に対してどういうプランを立てていくかという基本がある。そういった内容を中心にプランを確認し、「この辺は少し工夫していただきたい」など細かいところまでチェックする対応をしている。

(委員長) ほかに質問等はあるか。

(委員) 権利擁護相談・対応と高齢者虐待相談・対応について権利を擁護できているかということや、高齢者が虐待されているかどうか、そこで相談に乗っている件数をさしているのか。

(大泉総合福祉事務所長) これらの件数については実数で上がっている。ご相談をいただいた方たちに、1件1件丁寧に対応させていただいているという件数を上げている。

(委員) 付随した質問であるが、権利擁護相談や高齢者虐待相談に対しては、すべて対応しているということか。対応できる件数というのは限られているのか。

(大泉総合福祉事務所長) この中には、助言やその後のフォローも含めて中身や対応がある程度簡易なもの、生命に関するような重いものもある。基本的には全部の相談の中身に合わせて1件1件きちっと対応させていただいている。数的な限界だとか職員体制によって対応し切れてないとか、基本的にはそういうことはない。職員一同、本所と支所が協力して対応させていただいている。

(委員) 虐待の場合は、その対応がすごく難しいと思う。解決できているのか。

(大泉総合福祉事務所長) 大変厳しいご質問をいただいた。

虐待は、高齢者虐待防止法上大きくは身体的虐待、心理的・精神的虐待、経済的虐待、それからネグレクト、介護放棄の四つに定義されている。基本的にそれぞれの虐待が単体で起きているわけではなく、相互に大体複数で行われている。

対応についてだが、例えば、身体的虐待で生命に危険がある、または、このまま適切な対応をしないと本当に命の問題がある場合等については、迅速な対応をとり、保護が必要であれば、立入調査等もしながら対応している。

また、心理的虐待は非常に微妙なところがある。暴言のレベル、つまり、対象者の高齢者の方を罵倒したりとか、その方の尊厳を傷つけるような言葉、そういったものが家庭の中で起きているということについては、すべて私どもは虐待というイメージで対応している。その場合、そこを急に引き離したりするばかりでなく、それぞれの家庭、その世帯の状況等に合わせて対応している。その方の尊厳や世帯の状況に応じて対応している。

完璧にその辺を解決しているか、というご指摘について、私どもは解決しているつもりではある。しかし、この後にも説明させていただくが、対応の中でケアマネジャーや民生委員、事業所等とのやりとりがあるが、それが、きちんとできているのかを、特に今回は

平成22年7月23日（金）

平成22年度 第1回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成22年度 第1回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

ケアマネジャーを対象として、対応の満足度などを調査したいと思っている。

現場を所管している責任者としては、虐待対応をしている中では、命を落とすとか不適切な対応をしているとか、そういったこともなく対応していると考えている。

（委員長）ほかに質問等はあるか。

（委員）私は民生委員の立場として、こういった虐待問題、権利擁護センターに携わっているが、なかなか1回、2回の相談では解決ができないと思う。長く1年かかって虐待などは解決するという場合が多いかと思う。ここに書かれている人数は相談された件数だと思う。虐待すぐに解決できるという問題ではないのではないかとと思っている。

（委員長）ほかに質問、意見はないか。

（な し）

## **2 高齢者相談センター（地域包括支援センター）に関するアンケートの実績について**

（委員長）2の高齢者相談センターに関するアンケートの実績について、大泉総合福祉事務所に説明を願う。

（大泉総合福祉事務所長）先ほどのご質問の際に少しお話をさせていただいたが、今回、高齢者相談センターに関するアンケートを実施したいと考えている。

1、目的は、地域包括支援センターの役割の一つである「ケアマネジャーの支援」に今回着目し、十分に機能しているかどうかについて、区内のケアマネジャーの意見を収集するためである。

アンケートの結果をもとに課題を抽出し、今後の地域包括支援センター（高齢者相談センター）の運営に活かしていきたいと考えている。また、第5期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画等々にもその結果を反映していきたい。

2、実施時期は平成22年8月中旬以降に実施する予定である。

3、対象者の方は、区内の居宅介護支援事業所等に属するケアマネジャーを考えている。「等」と申し上げたのは、小規模多機能型居宅介護事業所に所属するケアマネジャーがいるため、そちらの方々も対象としてアンケートを実施したいと考えている。

人数は、全部で460名ほどである。これは21年度の実数だが、練馬管内が43事業所で111名、光が丘管内は39事業所で123名、石神井管内が38事業所の119名、そして大泉管内が30事業所の107人である。すべての居宅介護支援事業所のケアマネジャーおよび小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが大体460名程度おり、その方たちにアンケートをお願いしたいと考えている。

4、調査方法は、郵送で送付し、郵送で回収するという方法による。

5、アンケートの内容である。概略で説明させていただくが、一つは高齢者相談センターとのかかわりについてである。ケアマネジャーが実際に高齢者相談センターと一緒に協働する際に、どのように高齢相談センターとのかかわりがあり、それに対してどのような満足をしているか、もしくはこんな課題があるといったことを頂戴したいと思っている。

それから、練馬区の特徴である高齢者相談センターの本所・支所の体制についてうかがう。何度も委員会でもご報告させていただいているが、練馬区の場合は直営の本所と民間の事

平成22年7月23日（金）

平成22年度 第1回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成22年度 第1回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

業所である支所が連携しながら、一体となって区民の方を支援する体制である。その体制について具体的に質問させていただき、これについてどうお考えか、意見をちょうだいしたいと思っている。

つぎに、介護予防プランについて、先ほどもご質問があったが、居宅介護支援事業所に委託をする際に、高齢者相談センターとのやりとりをしながら、その方の介護予防プランを作成し、またサービスを提供させていただくことになるが、そのときの委託を受けていただいたケアマネジャーたちの介護予防に関するご意見をちょうだいしたいと思っている。

アンケートは無記名回答で行う。無記名で実施することによって、忌憚のない本音をちょうだいしたいと思っている。

6、アンケートの集計結果については、「練馬区 ケア倶楽部」という区内介護事業者の情報交流のためのインターネットページがあるので、そちらの方に掲載させていただくことを考えている。また、当然、こちらの委員会にも報告をさせていただく。

説明は以上である。

（委員長）では、今の説明についてご質問ご意見をお願いします。

（委員）このアンケートの趣旨が、もう一つよくわからなかったのだが、ケアマネジャーの支援というセンターの業務の中身を、もう少し教えていただきたい。

（大泉総合福祉事務所長）高齢者人口がかなり増加しているという現状と、福祉ニーズの多様化などがあり、ケアマネジャーの方々が行っている業務内容が多岐にわたってきている。先ほどの虐待の話もあり、権利擁護の話もある。そういったケアマネジャーの方々が日ごろ行っている業務の中で、とにかく何か困ったことがあって、これはどうしたらいいのだろうということがあったときに、この高齢者相談センターをご利用いただくことが一番多い。そのケアマネジャーを支援していくことで、ケアマネジャーなり民生委員、または医療機関の方々と地域ケア体制を構築していくことにつながる。そのためにも、現在の高齢者相談センターのケアマネジャーが困ったときの支援だとか、問合せに対して回答を適切に行っているかなどを中心に、今回、アンケートをさせていただきたいと考えている。

（委員）介護予防は別にして、普通の介護プランについては、必ずしもすべてのケースが高齢者相談センターを経由してケアマネジャーのところに仕事が行くという関係ではなく、あくまでケアマネジャーが、必要があって相談した場合だけ関係が出てくるという理解でよろしいか。

（大泉総合福祉事務所長）委員おっしゃるとおりである。介護プランについては、基本的には居宅介護支援事業者と利用者との契約で行われており、一方、予防プランはすべて地域包括支援センターが行うのが原則である。そういった違いが大きくある。ただ、高齢者相談センターへの相談は、ケアマネジャーが介護プランを作成し支援している場合の方が、予防よりも数的には多いのが現状である。

（委員）実際に高齢者の相談の現場においてはケアマネジャーの能力が非常に左右すると思う。現場において、こういうアンケートをとるということは非常にタイミングのいい施策だと思う。報告をぜひ聞きたいと思うのでお願いします。

（委員長）そのほか、ご意見あるいはご質問はあるか。

平成22年7月23日（金）

平成22年度 第1回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成22年度 第1回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

（委員）一つ伺いたいですが、本所の高齢者相談センターの中に、ケアマネジャーの支援の観点からスーパーバイザー的な役割を担っている人はいるか。

（大泉総合福祉事務所長）地域包括支援センター、練馬区の呼称は高齢者相談センターだが、法的に3職種の設置が義務づけられている。一つは社会福祉士であり、一つは保健師であり、今、委員がおっしゃった、スーパーバイザー的なものとして主任ケアマネジャーという職種がある。練馬区の場合は直営でやっていることもあり、区の職員からなかなか主任ケアマネジャーの資格を持てる者が出てこない。5年の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の経験がないと主任ケアマネジャーの資格が取れない。練馬区は直営の居宅介護支援事業所を1年間だけやったが、その後やってなかったということもあり、区の職員から主任ケアマネジャーになれる職員がいなかった。そのため、民間の法人から応援という形で来ていただいていた。

それが、この4月から区の職員として、任期つきではあるが主任ケアマネジャーを採用した。今までも主任ケアマネジャーという形でスーパーバイザー的な役割を果たしてきた方たちが、結果としてではあるが、区の職員としてこの4月に採用された。そのため、継続的に地域のケアマネジャーの支援をその主任ケアマネジャーがやっているといった状況である。

（委員長）ほかにあるか。

（委員）私もケアマネジャーの1人として高齢者相談センターに世話になっているが、高齢者の方だけの支援ではなく、そこには家族がいたり、家族の中に精神的疾患を持っている方もいたりする。そうすると、ケアマネジャーは高齢者にかかわるのだが、そのほかの家族にかかわる場合は、だれに援助していただいたらよいかといった相談を高齢者相談センターの本所や支所をお願いしたり、あるいは保健所と一緒にあって、その家族を支援するというかかわりもしている。

（委員長）ほかにあるか。よろしいか。

（な し）

（委員長）では、これで地域包括支援センター運営協議会は終了する。

## ○地域密着型サービス運営委員会

### 1 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）

（委員長）引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開会する。

1番目の案件である地域密着型サービス事業者の公募についてである。この案件については非公開とさせていただく。練馬区の附属機関などの会議の公開および区民公募に関する指針で定めた会議の公開の原則の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人などの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認めるもの」に該当するため、非公開とするものである。

そのため、傍聴者については会議室から退室いただくとともに、中途から来場された傍聴者についても案件1の終了まで入室を許可しないので、ご了承願う。

（傍聴者退室）

資料3については同様の理由で、運営委員会終了後に回収させていただく。  
それでは、資料3について、介護保険課長に説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料3について説明】

(委員延べ8名が発言)

(委員長) 1の案件については以上でよろしいか。

(異議なし)

## **2 地域密着型サービス事業者の指定について**

(委員長) 2、地域密着型サービス事業者の指定について、資料の説明を、介護保険課長にお願いします。

(介護保険課長) 【資料4について説明】

(委員長) ただいまの説明に対して、何かご質問、あるいはご意見があるか。

(なし)

## **3 地域密着型サービス事業者の指定更新について**

(委員長) 続いて案件3、地域密着型サービス事業者の指定更新について、資料5の説明を願う。

(介護保険課長) 【資料5について説明】

(委員長) 何かご質問、あるいはご意見などがあるか。

(委員) 資料4のファミリアーレ四葉は、板橋区の事業所で小規模多機能等をやっているのだと思うが、ここに練馬区民が通っていると。それで、例外として出すというのは、近くに利用する施設などがなく、例外規定で出した方がいいということなのか。

(介護保険課長) 施設の利用については、さまざまな事情がある。この方についての事情は、個人情報に属することもあって個別にお話しすることはできないが、一般的に言うと、例えば、親戚の方が近くいるため、そこのところがいいという方もいる。また、区境でそちらの方が近いという場合もある。さまざまではあるが、そういった方の利用の特例ということで、指定されている。

昨年9月の段階で当委員会の方にも説明させていただいているが、その段階では50事業所、利用者66名の方が、区外で特例として認めているという状況があった。

(委員長) よろしいか。そのほかにいかがか。

(委員) 似た質問だが、認知症対応型の共同生活介護と介護予防の認知症対応生活介護で、資料5の2ページ目だが、所在地が埼玉県本庄市と、それから埼玉県比企郡のグループホーム楽しい家、利用定員がそれぞれ18名になっている。ここに欠員が出た場合には、また練馬区の利用者がそのグループホームを利用するという事は簡単なのか。

(介護保険課長) こちらの指定については、先ほど言った区民の方の利用の特例ではなく、地域密着型サービスという仕組みができる前からこれらの施設を利用して方がいたということで、みなしで、その方が引き続き入所していただけるように指定しているという仕組み

みである。

先ほど申し上げた利用の特例であるが、例えば埼玉県に親戚の方がいて、どうしてもそちらの方がいいという方がいらっしゃる。また、例えば群馬県であるとか、そういったところを利用されている方もおられるということである。

ただ、地域密着型サービスなので、練馬区内でもグループホームはかなり整備が進んできており、整備されるとすぐに埋まってしまうという問題があるが、できれば区内でご利用いただくのが一番いいのかなと我々は思っているところである。

みなしについての補足であるが、Aさんという方が、そののところに入っているから、Aさんがそこから退所した場合に、こちらのみなしにAさんの枠があるから練馬区内のBさんが入れるかという、そういうことではないということでご理解いただければと思う。  
(委員長) ほかにいかがか。よろしいか。

(な し)

## ○その他

### 1 介護保険について

(委員長) その他に移る。介護保険についてということで、資料6の説明を介護保険課長お願いする。

(介護保険課長) 【資料6について説明】

(委員長) ただいまの説明で何かご質問、ご意見などがあるか。

(委員) 1ページの、3の右側の受給者の利用率について、これはどういう意味か。もう一度説明をお願いする。

(介護保険課長) 受給者が14,996人いて、その14,996の方がどのサービスを利用しているかということである、重複して利用している方も多いのだが、例えば訪問サービスは14,996人のうちの12,810人がご利用いただいているということで、その割合は85.4%になるということである。

(委員長) そのほかにはいかがか。

(委員) 2ページの4の介護保険サービスの未利用者の状況のところ、要介護4、5の未利用者の方が増えている理由として、施設利用の方が増えていることが考えられるのではないかとご説明があったが、これは施設サービスも介護保険サービス利用と考えるのか、別個に考えているのか、教えていただきたい。

(介護保険課長) 施設入所と説明したが、主として重度の方なので、特養等に入所した場合も当然あるだろうが、場合によっては入院ということで医療の対象になった方も、この中には相当数いるのではないかと考えている。

(委員長) 要介護4、5の人で、例えば法外施設などに入所という場合も考えられるのではないかなと思う。実態をつかむのは難しいと思うが、そのあたりはどのような感じか。

(大泉総合福祉事務所長) 法外というのは老人福祉法上、介護保険上、以外の施設ということではよろしいか。「たまゆら」の事故もあったが、俗に言う未届け施設のようなところについて、練馬区民の方がどれだけ使っているかということすべてを把握しているわけで



ないが、生活保護を受給されている高齢者に限れば、練馬区内は、そういった未届け施設を使っていない。

それとは違って、例えば住宅型有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅にお入りになられたとしても、練馬区に住民票を置いたまま、そこに行く形の方が結構いらっしゃる。その場合は、近くで居宅サービスを利用されたとしても、練馬区の介護保険を使ったという形でカウントになるので、この場合は、あまりここに影響してはいないのかなど、考えている。

(委員長) そのほかに何かあるか。

(委員) この場の質問として外れるかもしれないが、時間がまだありそうなので質問させていただく。

我々、在宅介護を受ける利用者の立場として見ると、自分の住んでいる地域に介護サービス、福祉サービスの事業者がちゃんとサービスを提供してくれる状態になっているかどうかというのが一番気になる場所である。前に資料をいただいたときに見たのだが、区外の事業者を利用する人の割合が結構高い給付があったりもした。実際問題としてはどういう指標で調べたらいいのか難しいところがあるかと思うが、練馬区の、例えば福祉事務所単位、四つの生活圏域ごとにそれぞれの地域における福祉サービスの利用の可能性というか、サービス事業者の存在というか、サービスの提供能力というか、その辺はどんな状況になっていると理解したらよろしいか。

(大泉総合福祉事務所長) 高齢者相談センターへの個別の利用者や、区民の方の相談をいただく中で、その方がどういうサービスを使えばいいのかというとき、例えばケアマネジャーを紹介するに当たっても、ある程度その地域を高齢者相談センターが把握していないと紹介できないという実態がある。

それで、四つの生活圏域ごとに地域ケア会議等や、支所単位でミニ地域ケア会議を開催したり、また民生委員連絡会や地域でのコミュニティをつくっていくという会議の中で、事業者の方たちとのやりとりを支所や本所の職員がやっている。

そんな中で、例えばある事業者に空き状況がどれくらいあるとか、ヘルパーでは、何曜日の何時から何時ぐらいはサービス提供できるなどのサービスの提供の余力についての情報をいただくことがある。そういった情報を高齢者相談センターの支所や本所で集約しながら、ご相談いただく中である程度把握をし、それらの情報を利用者へ提供している。

また、その事業者が適切なサービスを提供しているかどうかについては、介護保険課の事業者係が実際に介護の事業所の実地指導として、事業所に入って実際のサービスができているかどうかということを見ている。その情報を高齢者相談センターにいただきながら、総合的に情報を集めてご案内をしていくといった体制で取り組んでいる。

(委員) 例えば、ほかの区と比較して、練馬区としてはそういうサービスの供給体制は割といい方だとか悪い方だとか、あるいは、その四つの生活圏域ごとにはどうだというあたりのことを、感覚的なところで結構なのだがお聞かせいただければありがたい。

(高齢社会対策課長) 介護保険は3か年の事業計画を立てており、例えば、居宅サービスの中でそれぞれのサービス種別ごとに、1年間にどれだけ給付が出るだろうという計画値

平成22年 7月23日 (金)

平成22年度 第1回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成22年度 第1回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

を立てている。

例えば、第3期の実績については、第4期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に、それぞれ計画数値、実績数値および実績比を結果として出している。100%を超えているサービスもある。これは当初、区が「これだけサービスが使われるだろう」と見込んだが、結果的には見込より給付が多かった。

逆に、計画値を下回っているサービスということがあれば、これはまだ少し余力があるのだろうと結果的には見える。ただし、なぜ要介護の方が使わなかったのかという理由がどこにあるのか、合わなかったのか、それともわからなかったのか等々、そこまでの分析はしていない。介護保険事業計画の中では、足りているサービスと足りていないサービスとして分析をさせていただいている。

(委員) その資料は私も拝見しているが、まさに今おっしゃったような、どういう理由でこうなっているのかということ、なかなか判断が難しいところがあるのだろうと思う。地域福祉ということが問題になってきて、それぞれの地域ごとのサービスの提供状況が、その地域の生活の質を高めるかどうかということにも大きくかかわってきているという認識になってきている。そういう意味で、それぞれの地域ごとに事業者がどれだけ充実しているか、サービス提供体制が充実しているかということは、我々にとっても区民にとっても非常に大きな関心事であろうと思う。その辺をもう少し意識的にいろいろな機会に取り上げていただければありがたいと思う。

(大泉総合福祉事務所長) サービスがきちんと足りているかどうかの中身の部分について、先ほど委員が感覚的にとおっしゃっていたが、基本的にはサービスは足りているというふうに認識している。

ただ、事業者には得意な分野と不得意な分野がある、例えば、ケアマネジャーであれば看護師がベースになっている医療系のケアマネジャーであれば当然医療系が強く、逆に例えばヘルパーをずっとやってきた方がケアマネジャーになると、訪問介護以外のことについては少し弱い場合がありうる。サービスの量は当然必要ではあるが、質の部分の担保というのをおわせて大事なことになるかと思う。

今は、サービス量として何とか紹介できるレベルにあるが、質の部分については今後も高齢者相談センター含めて、サービスの質のアップをめざしていく。そのために、事業者を対象とした研修などを高齢者相談センターの支所・本所もあわせてかなりやっている。これらのことを通じて量と質をあわせて対応していきたいと考えている。

(委員長) そのほかにあるか。

(なし)

(委員長) 次回の日程について、事務局から説明する。

(事務局) 次回は10月25日月曜日午後3時から、会場はこの場所をお願いしたい。

○宮崎牧子委員長 次回、第2回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会開催時期は、10月25日、月曜、午後3時からの開催とさせていただく。開催通知については、改めて皆様に通知する。

以上で本日の会議を終了する。

平成22年7月23日（金）

平成22年度 第1回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成22年度 第1回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

---

なお、資料3については、お持ち帰りにならずに、席上に置いておいてお帰りいただくようお願いする。

今日は大変暑い中、皆様のご出席にお礼申し上げます。まだまだこれからが暑さも本番だと思うので、お体に気をつけて、次回10月の委員会をよろしく願います。